

氷見市SDGsロゴマーク使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、氷見市SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークのデザインは別表1のとおりとし、使用するカラーは別表2のとおりとする。

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひみSDGs推進パートナーの登録を受けた個人、企業又は団体等
- (2) 前号に掲げる者のほか、氷見市長（以下「市長」という。）が特に認めた者

2 使用者は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ氷見市SDGsロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体等が施策の推進を目的に使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 前2号に掲げるほか、届出を必要としないと市長が認めた場合

(使用の制限)

第4条 前条の届出をした者が、次の各号に抵触する場合は、市長は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、市はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

- (1) 使用者が、ひみSDGs推進パートナーの登録を取り消された場合
- (2) SDGsの達成に寄与しない活動、又は寄与しないおそれがある場合
- (3) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とする場合
- (6) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがある場合
- (7) 不当な利益を得るために使用する場合
- (8) この要綱に定める規定に反したとき、又は反することが判明した場合
- (9) 虚偽の情報を記した届出を提出した場合

- (10) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適当と認められる場合

2 使用者が前項に定める要求に従わない場合には、市長は当該使用者によるロゴマークの

使用を禁止することができる。

3 市長は、前項に基づきロゴマークの使用を禁止する場合は、氷見市SDGsロゴマーク使用禁止通知書（様式第2号）を使用者に通知するものとする。

4 ロゴマークの使用を禁止された者（以下「使用禁止者」という。）は、当該使用の届出により作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

5 使用禁止者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、使用禁止者の負担でこれを行い、市は損害賠償及び損失補填等の一切の責任を負わない。

（使用期間）

第5条 使用者は、使用期間の満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとする場合は、改めて第3条による届出をしなければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- （1）使用の届出によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （2）ロゴマークを使用するにあたって、意匠法（昭和34年法律125号）及び商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。
- （3）ロゴマークの形状やカラーを変更せず、正しく使用すること。
- （4）ロゴマークを使用して作成した最終成果物を使用期間の初日の前までに市長へ提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- （5）市長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- （6）事故、知的財産権の侵害等及びロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査も含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

（使用の変更）

第7条 使用者が届け出た事項を変更する場合には、氷見市SDGsロゴマーク使用変更届出書（様式第3号）に変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用は、無料とする。

（使用に起因する問題）

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者の責任で速やかに解決するものとし、市は損害賠償及び損失補填等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により市に損害を与えた場合は、その損害

を賠償しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。

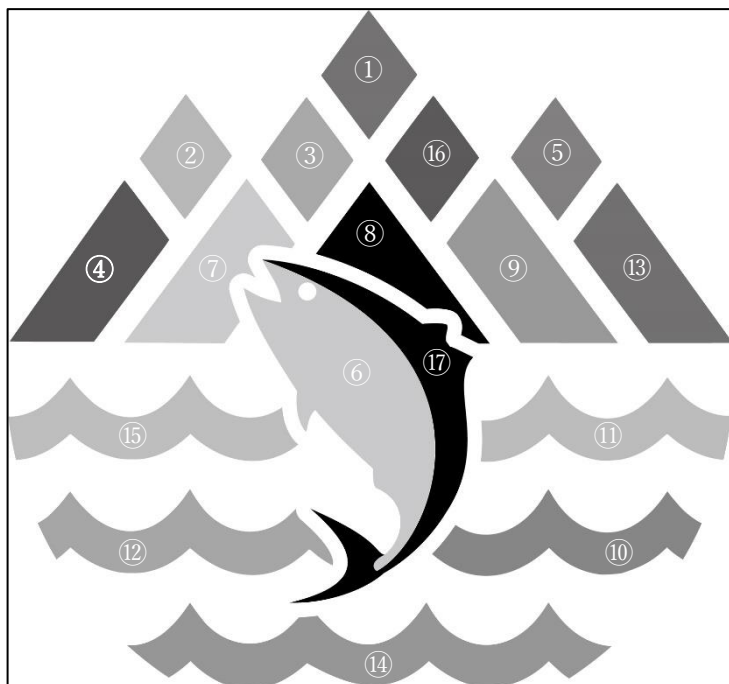
別表 1 （第 2 条関係）



別表 2（第 2 条関係）



①	C1 M100 Y92 K0	R229 G36 B59	HEX#E5243B
②	C18 M37 Y100 K1	R221 G166 B58	HEX#DDA63A
③	C81 M15 Y100 K2	R76 G159 B56	HEX#4C9F38
④	C16 M100 Y86 K7	R197 G25 B45	HEX#C5192D
⑤	C0 M90 Y94 K0	R255 G58 B33	HEX#FF3A21
⑥	C82 M7 Y9 K0	R38 G189 B226	HEX#26BDE2
⑦	C0 M31 Y100 K0	R252 G195 B11	HEX#FCC30B
⑧	C29 M100 Y70 K27	R162 G25 B66	HEX#A21942
⑨	C0 M71 Y98 K0	R253 G105 B37	HEX#FD6925
⑩	C6 M98 Y9 K0	R221 G19 B103	HEX#DD1367
⑪	C0 M45 Y96 K0	R253 G157 B36	HEX#FD9D24
⑫	C18 M48 Y100 K2	R191 G139 B46	HEX#BF8B2E
⑬	C74 M32 Y95 K19	R63 G126 B68	HEX#3F7E44
⑭	C96 M41 Y6 K0	R10 G151 B217	HEX#0A97D9
⑮	C75 M4 Y100 K0	R86 G192 B43	HEX#56C02B
⑯	C100 M71 Y22 K5	R0 G104 B157	HEX#00689D
⑰	C100 M86 Y29 K23	R25 G72 B106	HEX#19486A



- ① K69
- ② K39
- ③ K46
- ④ K80
- ⑤ K63
- ⑥ K30
- ⑦ K29
- ⑧ K100
- ⑨ K53
- ⑩ K61
- ⑪ K37
- ⑫ K47
- ⑬ K70
- ⑭ K54
- ⑮ K36
- ⑯ K79
- ⑰ K100

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

氷見市SDGsロゴマーク使用届出書

氷見市長 あて

(住所)

(団体・法人名等)

(代表者名)

氷見市SDGsロゴマーク使用取扱要綱を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの使用を届け出ます。

使用目的				
使用内容				
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
連絡先	担当者名			
	TEL		FAX	
	E-MAIL			
添付資料	事業内容が分かる資料、その他参考資料			

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

あて

氷見市長

氷見市SDG s ロゴマーク使用禁止通知書

年 月 日付けで届出のあった氷見市SDG s ロゴマークの使用については、次の理由により使用を禁止します。

禁止する理由	
--------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

氷見市SDGsロゴマーク使用変更届出書

氷見市長 あて

(住所)

(団体・法人名等)

(代表者名)

年 月 日付け 号で届出のあった内容について、下記のとおり
変更したいので、届け出ます。

変更内容				
変更理由				
連絡先	担当者名			
	TEL		FAX	
	E-MAIL			
添付資料	変更内容が分かる資料、その他参考資料			